

保険給付金の申請及び支給方法について

～ 全国労働金庫健康保険組合 ～

1. 高額療養費・付加給付金の支給を受けるには申請が必要です（2012年4月診療分から）

医療機関等での自己負担額（原則医療費の3割）が一定額以上となったときに支給対象となる高額療養費や付加給付金を、従来は被保険者の方からの申請なしで自動的に支給していましたが、現在は給付金適正支給等の観点から、所定の申請書と領収書の写しの提出をもって支給しております。

申請対象：自己負担額が26,000円（付加給付金支給対象額）以上になった場合。

〔個人単位、一月ごと、一医療機関ごと、医科歯科ごと（「入院」「外来+調剤」別）の計算になります〕

申請方法：「高額療養費・付加給付金支給申請書」に「領収書の写し」を添付のうえ、被保険者から労金健保へ提出してください。

支給時期：医療機関等からの請求書を確認したうえで計算するため、最短でも受診月から3カ月後になります。なお、医療機関等からの請求書を確認した結果、支給の可能性があるにもかかわらず、申請をされていない方に対しては、受診月から5カ月目以降に申請のご案内をお送りします。

2. 保険給付金は申請書に記載された金融機関口座へ振り込みます

高額療養費や付加給付金を含む保険給付金は、労金健保から申請書に記載された金融機関口座（労金口座をご指定願います）へ振り込んでおります。※ 振込処理は月に2回となります。

なお、上記支給方法での受付開始は、以下のとおりです。

- ① 高額療養費・付加給付金の申請
 - 2012年4月診療分から（所定の申請書により、一月単位で受け付け）
- ② 療養費、出産育児一時金、各種手当金等（①以外）の申請
 - 2012年6月1日以降の受け付け分から（所定の申請書により）

《保険給付早見表》 ※ 「[保険給付一覧](#)」または下記給付金の名称をクリックすると、詳細をご覧いただけます。

		法定給付 (健康保険法で定められた給付)		付加給付 (当健保組合独自の給付)
申請不要	病気やケガで被保険者証を提示して治療を受けるとき	本人 家族	療養の給付 ・ 訪問看護療養費 家族療養費 ・ 家族訪問看護療養費	/
	入院したときの食事代	本人 家族	入院時食事療養費	
申請が必要	立て替え払いをしたとき (治療用装具、弱視等眼鏡の作成等)	本人 家族	療養費 第二家族療養費	
	高額な自己負担が発生したとき	本人 家族 世帯	高額療養費 家族高額療養費 合算高額療養費	一部負担還元金 ・ 訪問看護療養費付加金 家族療養費付加金 家族訪問看護療養費付加金 合算高額療養費付加金
	業務外の病気やケガで働けないとき	本人	傷病手当金	
	医師の指示による一時的・緊急的移送時	本人 家族	移送費 家族移送費	
	出産のため休んだ間の報酬が受けられないとき	本人	出産手当金	
	出産したとき	本人 家族	出産育児一時金 家族出産育児一時金	
	死亡したとき	本人 家族	埋葬料 家族埋葬料	
本人		埋葬費		

★ ご不明な点は、当健保組合業務部へお問い合わせください。電話 03(5217)3162